

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

・地域の人口構造

地域の人口構造は、令和2年では男性が91,964人、女性が92,697人、合計が184,661人で、平成27年と令和2年を比べると2,225名増加し、世帯数は、令和2年では72,220世帯で、平成27年と令和2年を比べると4,244世帯増加している。

年齢3区分別の人口動向は、令和2年では15歳未満が25,338人、15～64歳が109,442人、65歳以上が48,237人で、平成27年と令和2年を比べると15歳未満が815人、15～64歳が761人の減少、65歳以上が2,981人増加している。

今後、人口全体が縮小傾向であって、生産年齢人口である15～64歳の人口が大幅に減少し、65歳以上の高齢者比率が増大することが懸念される。

そして、このような状況下では、人口及び労働人口が減少していく中で、売上高等も減少していくことが予想されるとともに、労働力の確保が難しく特に地域経済を支える中小企業の従業員不足という企業活動に著しく影響を与える事態を招くことが想定され、従業員一人当たりの生産性の向上を図る取り組みが重要である。

○ 人口及び世帯数（単位：人（人口）、世帯（世帯数））

	平成22年	平成27年	令和2年
男	90,328	90,869	91,964
女	91,600	91,567	92,697
合計	181,928	182,436	184,661
世帯数	64,904	67,976	72,220

（出典：国勢調査より）

○ 年齢3区分別の人口（単位：人）

	平成22年	平成27年	令和2年
15歳未満	27,294	26,153	25,338
15～64歳	115,543	110,203	109,442
65歳以上	38,215	45,256	48,237
年齢不詳	876	824	1,644
合計	181,928	182,436	184,661

（出典：国勢調査より）

・豊川市における産業構造及び中小企業者の実態

令和３年の事業所数は、「卸売業、小売業」が１，５６０事業所、「製造業」が８９０事業所、「建設業」が６６３事業所で、全産業合計６，５４５事業所のうち約４７％を占めている。平成２８年と令和３年を比べ特に増減している業種は、「サービス業（他に分類されないもの）」、「医療、福祉」が増加し、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「製造業」が減少している。

令和３年の従業者数は、「製造業」が２７，３７５人、「卸売業、小売業」が１３，５６９人、「宿泊業、飲食サービス業」が５，４４７人で、全産業合計７９，５５０人のうち約５８％を占めている。平成２８年と令和３年を比べ特に増減している業種は、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」、「運輸業、郵便業」が増加し、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「卸売業、小売業」が減少している。

令和３年の売上高は、「製造業」が６８１，３７４百万円、「卸売業、小売業」が１７２，３９６百万円、「建設業」が１１０，７５３百万円となっており、全産業合計１，１４９，７６３百万円のうち約８３％を占め、令和３年の純付加価値額は、「製造業」が１１０，３２９百万円、「医療、福祉」が３１，１７１百万円、「卸売業、小売業」が２４，６６４百万円となっており、全産業合計２４２，９０９百万円のうち約６８％を占めている。

以上の状況を見ると、地域の経済活動を支える主要な業種は、事業所数、従業員数、売上高及び純付加価値額において、上位に位置する「製造業」及び「卸売業、小売業」であることが分かる。しかしながら、労働生産性においては、「製造業」は上位から７番目、「卸売業、小売業」は上位から１０番目と全体の低位に位置しており、当該業種の労働生産性を向上させ、一人当たりの労働者の生み出す成果の効率化を図ることは、地域経済の健全な発展につながるものである。

また、国際的な原材料価格の上昇や、円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰、欧米各国の金融引締めによる世界的な景気後退懸念などにより、地域の中小企業者の取り巻く環境は厳しさを増している。

このような状況の中、地域経済の発展を図るためには、設備投資等を通じた生産性向上に資する事業の推進し、物価高・円安への対応、構造的な賃上げ、成長のための投資と改革を、主要な業種に限らず全ての業種について行うことが重要である。

なお、本市における中小企業者への支援について、工場、研究所の新增設等や創業、経営革新及び販路開拓等の事業に要する経費に対する補助制度や、設備投資等に係る事業資金の円滑な確保を支援する融資制度を実施することで、事業所等の増加を図り、地域経済の活性化を推進しているところである。

○ 事業所数

(単位：事業所)

産業大分類名	平成26年	平成28年	令和3年
農業、林業	44	42	53
漁業	7	6	6
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0
建設業	713	699	663
製造業	1,022	962	890
電気・ガス・熱供給・水道業	3	4	8
情報通信業	25	26	32
運輸業、郵便業	167	162	169
卸売業、小売業	1,813	1,771	1,560
金融業、保険業	100	96	97
不動産業、物品賃貸業	269	251	259
学術研究、専門・技術サービス業	261	255	242
宿泊業、飲食サービス業	801	772	644
生活関連サービス業、娯楽業	696	680	626
教育、学習支援業	305	282	252
医療、福祉	521	534	560
複合サービス業	43	40	37
サービス業（他に分類されないもの）	388	376	447
合計	7,178	6,958	6,545

(出典：経済センサス基礎調査、活動調査より)

○ 従業者数

(単位：人)

産業大分類名	平成26年	平成28年	令和3年
農業、林業	498	439	596
漁業	40	51	48
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0
建設業	4,286	4,041	3,927
製造業	28,021	27,272	27,375
電気・ガス・熱供給・水道業	70	70	101
情報通信業	141	137	135
運輸業、郵便業	3,507	3,291	3,586
卸売業、小売業	13,916	13,996	13,569
金融業、保険業	1,192	1,204	1,067
不動産業、物品賃貸業	1,069	1,062	1,117
学術研究、専門・技術サービス業	2,138	2,421	1,891
宿泊業、飲食サービス業	5,886	5,852	5,447
生活関連サービス業、娯楽業	3,319	3,577	3,076
教育、学習支援業	1,318	1,276	1,286
医療、福祉	7,615	8,235	9,629
複合サービス業	767	752	670
サービス業（他に分類されないもの）	4,199	4,375	4,830
合計	77,982	78,051	78,350

(出典：経済センサス基礎調査、活動調査より)

○ 令和３年の売上高、純付加価値額及び労働生産性

産業大分類名	売上高 (百万円)	純付加価値額 (百万円)	労働生産性 (百万円/人)
農林漁業	9,847	1,283	2.4345
建設業	110,753	24,338	6.1787
製造業	681,374	110,329	4.9408
電気・ガス・熱供給・水道業	734	423	38.4545
情報通信業	700	293	3.2921
運輸業、郵便業	32,515	12,086	5.1628
卸売業、小売業	172,396	24,664	3.3575
金融業、保険業	10,307	4,647	5.6809
不動産業、物品賃貸業	10,297	4,062	5.4378
学術研究、専門・技術サービス業	7,052	3,168	3.6794
宿泊業、飲食サービス業	8,864	4,034	1.9173
生活関連サービス業、娯楽業	16,550	5,916	2.0942
教育、学習支援業	6,426	3,277	2.6195
医療、福祉	52,096	31,171	3.6474
複合サービス業	10,653	6,160	12.9684
サービス業（他に分類されないもの）	19,199	7,056	1.9086
合計	1,149,763	242,909	

（出典：経済センサス活動調査より）

（２）目標

先端設備等の導入の促進に係る目標は、先端設備等導入計画の認定件数、製造業の事業所数及び店舗等の事業所数とする。

なお、製造業の事業所数及び店舗等の事業所数は、第６次豊川市総合計画に掲げる工業の振興及び商業の振興に係る施策の目標指標であって、当該先端設備等の導入を促進し当該目標指標の達成を後押しする。

○ 目標

項目	目標
先端設備等導入計画の認定件数	３０件
製造業の事業所数	５０１事業所
店舗等の事業所数	２，５００事業所

※ 製造業の事業所数は、従業者４名以上の事業所数。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を策定する中小企業者は、国が策定した中小企業等の経営強化に関する基本方針及び当該基本計画を踏まえ、先端設備等を導入することで生産性の向上を図ることとする。

なお、生産性の向上に係る目標は、先端設備等の導入前と比べ、労働生産性が前年度比年平均３％以上向上することを目指す。

労働生産性は、以下のとおり算出した数値とする。

(労働生産性)

営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間）で除したものの。

2 先端設備等の種類

先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する指定設備の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

先端設備等の導入を促進する対象地域及び業種・事業については、豊川市第6次総合計画に定める中心拠点及び地域拠点に限らず、その周辺地域にも多くの中小企業者が立地しているため市域全域を対象地域にするとともに、中小企業者の設備投資等を通じた労働生産性の向上に資する幅広い取組みを促進するため、全ての業種・事業を対象とし、市域全体における生産性の向上を図る。

(1) 対象地域

対象地域は、市域全域

(2) 対象業種・事業

対象業種・事業は、全ての業種・事業

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 当該基本計画では、先端設備等の導入を通じた生産性の向上を達成することで、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する事業を推進することが目的であるため、先端設備等導入計画を策定する中小企業者は、安易な人員削減等を目的とした先端設備等の導入にならないように、地域の雇用の安定にも配慮することとする。
- ・ 公序良俗に反する取り組みや反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮することとする。
- ・ 先端設備等導入計画を策定する中小企業者は、当該導入計画に沿った先端設備等の導入に係る進捗状況や自己評価の実施状況等を把握するための調査に協力することとする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。